

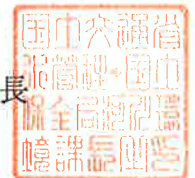


雇児総発 0619 第 1 号
社援保発 0619 第 1 号
障企発 0619 第 2 号
老推発 0619 第 2 号
老高発 0619 第 1 号
老振発 0619 第 1 号
老老発 0619 第 1 号
国水環防第 5 号
国水砂第 1 0 号
平成 29 年 6 月 19 日

関係者（別紙 1 参照）各位

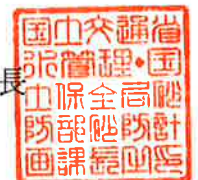
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の
周知及び点検の実施について（依頼）

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）が施行され、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区

域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

この改正を受けて、要配慮者利用施設の管理者等が作成した避難計画について、施設を所管する公共団体が水防法・土砂災害防止法上の観点から点検し、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（別紙2）を国土交通省と厚生労働省の共同により作成しましたので、お知らせします。

また、貴職におかれましては、本内容を貴管内市町村に周知するとともに、要配慮者利用施設の避難計画に係る都道府県及び市町村の点検体制について、本マニュアルの記載内容も参考に、貴都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、要配慮者利用施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うよう措置方を願います。

なお、要配慮者利用施設の管理者等が水防法・土砂災害防止法に基づく避難計画を作成するにあたって参考となる情報（別紙3参照）を国土交通省のWebサイトに掲載しておりますので、あわせて周知をお願いします。

【問い合わせ先】

- 民生主管部局の点検体制関係
 - 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
 - 課長補佐 稲田（内線 7952）
 - 調整係長 武居（内線 7830）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3595-2313
 - 厚生労働省社会・援護局保護課
 - 予算係長 加藤（内線 2824）
 - 予算係 原（内線 2824）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-5934
 - 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
 - 企画法令係 平野（内線 3022）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3502-0892
 - 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
 - 室長補佐 余語（内線 3869）
 - 認知症施策推進係長 近藤（内線 3975）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-2740
 - 厚生労働省老健局高齢者支援課
 - 課長補佐 吉行（内線 3970）
 - 施設係長 村田（内線 3928）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-3670
 - 厚生労働省老健局振興課
 - 法令係 屋成（内線 3937）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-7894
 - 厚生労働省老健局老人保健課
 - 企画法令係 岡田（内線 3949）
 - TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-4010
- 水害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 課長補佐 小川（内線 35439）
 - 津波水防係長 大山（内線 35457）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603
- 土砂災害関係
 - 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
 - 企画専門官 山本（内線 36152）
 - 地震対策係長 辻（内線 36154）
 - TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610